児童のすこやかな成長のために

児童扶養手当制度

どで、父親または母親と生計を同じ めに支給されます。 童のすこやかな成長に役立てるた 母子家庭および父子家庭などの児 くしていない児童を養育している 児童扶養手当とは、父母の離婚な

めなければなりません。 図り、家庭の生活の安定と向上に努 受給される方は、自らその自立を

育している方です。 は父や母に代わってその児童を養 育している父親または母親、あるい 次の条件に当てはまる児童を養

がある方に限ります。 は外国人登録をし、一定の在留資格 ①父母が婚姻を解消した子ども 国籍は問いませんが、外国籍の方

⑥父または母が引き続き1年以 ⑤父または母から引き続き1年 ④父または母の生死が不明の児童 ③父または母が重度の障害にある児童 ②父または母が死亡した児童 以上遺棄されている児童

⑦未婚の母の児童

上拘禁されている児童

⑧生まれたときの事情が不明で

場合、事実婚がある場合などは支給 されません。 を受給している、または受給できる に住所がなかったり、公的年金など これらの条件に該当しても、国内

ことをいいます。法律上の婚姻がな 間に夫婦として共同生活と認めら 受給資格が認められません。 い場合でもこれに該当するときは、 居の有無は問わない。)が存在する 問・定期的な生活費の補助など。同 れる事実関係(ひんぱんな定期的訪 独特の概念で、社会通念上、当事者 ※事実婚とは、児童扶養手当法上の

うことになります。 ている方でも、事実婚の状況となっ より支払った手当を返還してもら た場合は受給資格を喪失し、状況に また、現在児童扶養手当を受給し

続きをしてください。 次の書類を添えて認定請求の手 (1)請求者と対象児童の戸籍謄本 記された登録済証明書、受給資 (外国人の方は、在留資格の明

②請求者と対象児童が含まれる 世帯全員の住民票 る書類(要邦訳)を添付)

格に係る事実を明らかにでき

(3)そのほか必要書類

※状況により必要書類が異なりま

すので、事前に子育て支援課窓口に ご相談ください。

所得による支給制限

取る養育費の8割が算入されます。 給の方、全額支給停止の方に分かれ の所得により、全額支給の方、一部支 の前年(1月から7月までは前々年 ます。所得には母および児童が受け 受給者本人または扶養義務者など

手当の一部支給停止措置

及び関係書類を提出することで、 行っている場合、疾病等により就業 職活動その他自立に向けた活動を 給資格者が雇用されている場合、求 ことととされています。ただし、受 5年または手当の支給要件に該当 部支給停止措置は適用されません。 が困難な場合等には「児童扶養手当 た方は、手当の一部を支給停止する した月から起算して7年を経過し 部支給停止適用除外事由届出書 手当の支給開始月から起算して

> 今月は現況届の提出月

提出期間 8月1日月~31日水 くなりますのでご注意ください。 ります。また、提出しないで2年を 月分からの手当を受給できなくな ください。現況届の提出がないと8 ている方は、必ず現況届を提出して 経過すると手当を受ける資格がな 現在、児童扶養手当の認定をされ

> ※手当支給開始から5年(または支 を送付しました。) 書類も併せて提出してください 給停止適用除外事由届出書」と関係 している方は「児童扶養手当一部支 給要件に該当してから7年)を経過 (該当者には、7月上旬に届出用紙

ひとり親家庭等医療費等助成事業

請書を児童扶養手当現況届と同期 とり親家庭等医療費等助成資格申 ます。) 受給資格を確認するため、ひ 成しています。(※所得制限があり の児童が保険医療給付を受けた場 するひとり親家庭の母、父およびそ 日に提出してください。 合、医療費の自己負担額の一部を助 18歳の年度末までの児童を扶養

資格申請書提出時に必要な書類

保険証(母、父及びその児童)

戸籍謄本

ウ 世帯全員の住民票謄本

工

受給資格を証する書類

養育費に関する申告書

※児童扶養手当証書をお持ちの方 ※印鑑(自動印不可)を必ず持参して下さい。 オの書類は、省略できます。) 窓口に提出してください。